

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書の記載例2
(所得者の合計所得金額の見積額が900万円以下、配偶者の合計所得金額が85万円超123万円以下の場合)

給与の支払者の所在地等の
所轄税務署長を記載します。

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長 神田	給与の支払者の 名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ト シマ イチ ロウ 豊島 一郎
給与の支払者の 法人番号 22334455667788	あなたの住所 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの年齢 32

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

左の合計所得金額の見積額に該当する判定結果にチェックをします。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

左の判定結果を記載します。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 *1 7,800,000円 判定 900万円以下(A) 900万円超950万円以下(B) 950万円超1,000万円以下(C) 区分 I → A (左のA~Cを記載)

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。※あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,200,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。※親族関係書類の添付等が必要です。(扶養控除等申告書を提出した際に添付等している場合には、不要です。)

配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」から、該当する判定結果にチェックをします。

85万円超123万円以下

左の判定結果を記載します。

所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(①-②)
あなたの給与所得(1)	10,000,000円		7,800,000円
配偶者の給与所得(1)	2,000,000円		1,220,000円
所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(①-②)
不動産所得(5)			
退職所得(6)		(退職所得控除額)	(a-b)×1/2又は(a-b)
退職所得(6)		(退職所得控除額)	(a-b)×1/2又は(a-b)
(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)~(7)の合計額			7,800,000
(1)~(7)の合計額			1,220,000

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった平成30年中の収入金額を記載します。

裏面の「3 所得の区分」の【① 給与所得】を参考に計算した所得金額を記載します。

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった平成30年中の収入金額を記載します。

裏面の「3 所得の区分」の【① 給与所得】を参考に計算した所得金額を記載します。

区分 I	区分 II									
	①	②	③	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 110万円以下	110万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下	123万円超
A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円
B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円
C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除						

配偶者特別控除の額の欄に、30,000円を記載します。

配偶者特別控除の額 30,000円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。